

東北地方太平洋沖地震にかかる 行政確認事項について

対象先

内容

DB年金

厚年基金

適格年金

退職金

DC

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

ポイント

過日、東北地方太平洋沖地震に対処するために、信託協会から厚生労働省に対して要望を提出していましたが、今般、同省より回答がございましたので、概要をご案内します。

なお、回答のうち、厚年基金に関するものは、過日ご案内している通知 に反映されております。

[年金ニュースNo.241](#)、[年金ニュースNo.242](#)

☞ 詳細については次頁ご参照

要望事項とその回答内容

報告書等の提出・規約申請等について

厚年・DB・DC

要望	回答
<p>期限までの提出が困難な場合には、決算報告書等の行政宛提出書類につき提出期限を延長していただきたい。</p>	<p>「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法に関する法律」(平成8年法律第85号)及び「同法に基づき、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(平成23年政令第19号)が定められており、これらにより、法令上の義務の履行の遅れについては、6月29日までに義務を履行すれば、行政上の責任を逃れることとされており、提出期限の延長は可能。</p>
<p>期限までの提出が困難であったり、全ての必要書類を揃えることができない場合には、規約申請(事前申請を含む)や予算届出に関して必要書類の添付の猶予や申請・届出期限を延長する等していただきたい。</p>	<p>関連通知 「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の企業年金制度等への適用について」(平成23年3月29日年企発0329第1号)</p> <p>☞ 年金ニュース No.241</p>

代議員会運営・裁定請求の簡素化等について

厚年・DB・DC

要望	回答
<p>代議員会の開催等が困難な場合には、予算編成や規約変更等を理事長専決により行うことを認めていただきたい。また、法令上それが可能である場合はその旨を周知いただきたい。</p>	<p>通知において周知することとしたい。</p>
<p>全ての必要書類を揃えることができない場合には、裁定請求に係る添付書類の簡素化等の弾力的な取扱いを認めていただきたい。また、法令上それが可能である場合はその旨を周知いただきたい。</p>	<p>関連通知 「東北地方太平洋沖地震に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長等に係る事務処理に関する指導等について」(平成23年3月29日年企発0329第2号)</p> <p>☞ 年金ニュース No.242</p>

掛金等の納付期限延長及び納付猶予について

DB

要望	回答
平成23年3月16日通知により厚生年金基金に認められたのと同様に、掛金等の納付期限延長および納付猶予を認めていただきたい。また、法令上それが可能である場合はその旨を周知いただきたい。	DBでは、掛金の納付期限は規約において定めることとなっていることから、規約変更等により個別に対応することとなる。

脱退一時金の請求要件緩和等について

DC

要望	回答
震災による経済的損失に加えて給与等による安定収入を得ることが困難になった場合については脱退一時金の請求要件を緩和する等を行っていただきたい。	DCについては、受給開始年齢まで引き出しをすることができないことを要件に税制優遇措置が行なわれており、震災による経済的困難について、脱退一時金の請求要件を緩和する場合、この原則に反することとなる。そのため、震災による経済的困難について、脱退一時金の請求要件の緩和を行うことは予定していない。

廃止期限に係る特例について

適年

要望	回答
適格退職年金について、廃止期限までに他の企業年金制度等に円滑に移行できるような措置を講じていただきたい。もしくは廃止期限を延長いただきたい。	適格退職年金については、平成24年3月末の廃止期限に向けて、他の企業年金制度等への円滑な移行措置を図っているところであり、受託保証型DBに係る省令改正等を通じて円滑な移行を図ってまいりたい。なお、適格退職年金の廃止は平成13年から10年の廃止期限を設けており、廃止期限の延長は予定していない。